

由利本荘市耐震改修促進計画

[令和8年度～令和12年度]

令和8年3月

由利本荘市 建設部 都市計画課

由利本荘市耐震改修促進計画

目 次

1 由利本荘市耐震改修促進計画	
(1) 計画策定の背景	2
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置付け	3
2 由利本荘市で想定される地震の規模及び被害の状況	
(1) 由利本荘市で想定される地震	4
(2) 被害想定結果	4
3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
(1) 住宅の耐震化の現状と目標設定	5
(2) 公共建築物（特定建築物）の耐震化の現状と目標設定	5
4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	
(1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	6
(2) 耐震化促進を図るための支援策	6
(3) 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備	7
(4) 地震時の総合的な安全対策	7
(5) 大規模な地震が発生した場合にその通行を確保すべき道路について	7
5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
(1) 地震防災マップの作成・公表及び活用	7
(2) 相談体制及び情報提供の充実	7
(3) 家具の転倒防止策の推進	7
(4) 町内会との連携	8
6 その他耐震化促進に関し必要な事項	8
資料1 特定建築物	9
資料2 緊急輸送道路	10
資料3 耐震相談窓口	11

1 由利本荘市耐震改修促進計画

(1) 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災における建築物の被害状況において、特に昭和56年の建築基準法改正による「新耐震基準^{※1}」以前の建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」（平成7年法律第123号）が制定されました。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などによる被害状況を受け、建築物の耐震改修^{※2}は全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付けられ、耐震改修促進法が一部改正（平成17年11月7日改正、平成18年1月26日施行）されました。

この改正では、国土交通大臣による基本方針及び都道府県による耐震改修促進計画の策定が規定され、これを受けて秋田県では平成19年3月、「秋田県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を策定しています。

本市においても、平成22年2月に「由利本荘市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定し、令和3年3月には県計画の見直し（第3期計画の策定）に伴い本計画の見直しを行い、建築物の耐震化^{※3}の促進に向けて取り組んでいるところですが、今後の大規模な地震の発生に備え建築物の耐震化をより一層進める必要があります。

このような状況を踏まえ、引き続き建築物の耐震化を促進するため、令和8年度以降の5カ年を計画期間とした次期「由利本荘市耐震改修促進計画」の改正をすることといたしました。

(2) 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等により生じる被害を防止・軽減することを目的とし、市内の建築物の耐震化の促進を図ることを基本的な方針として、耐震改修促進法第6条の規定に基づき策定します。

※1 新耐震基準：昭和56年6月1日から施行された改正建築基準法による構造設計基準のこと。昭和56年以前の構造設計基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があります。

※2 耐震改修：地震に対する安全性の向上を目的として行う改修のこと。

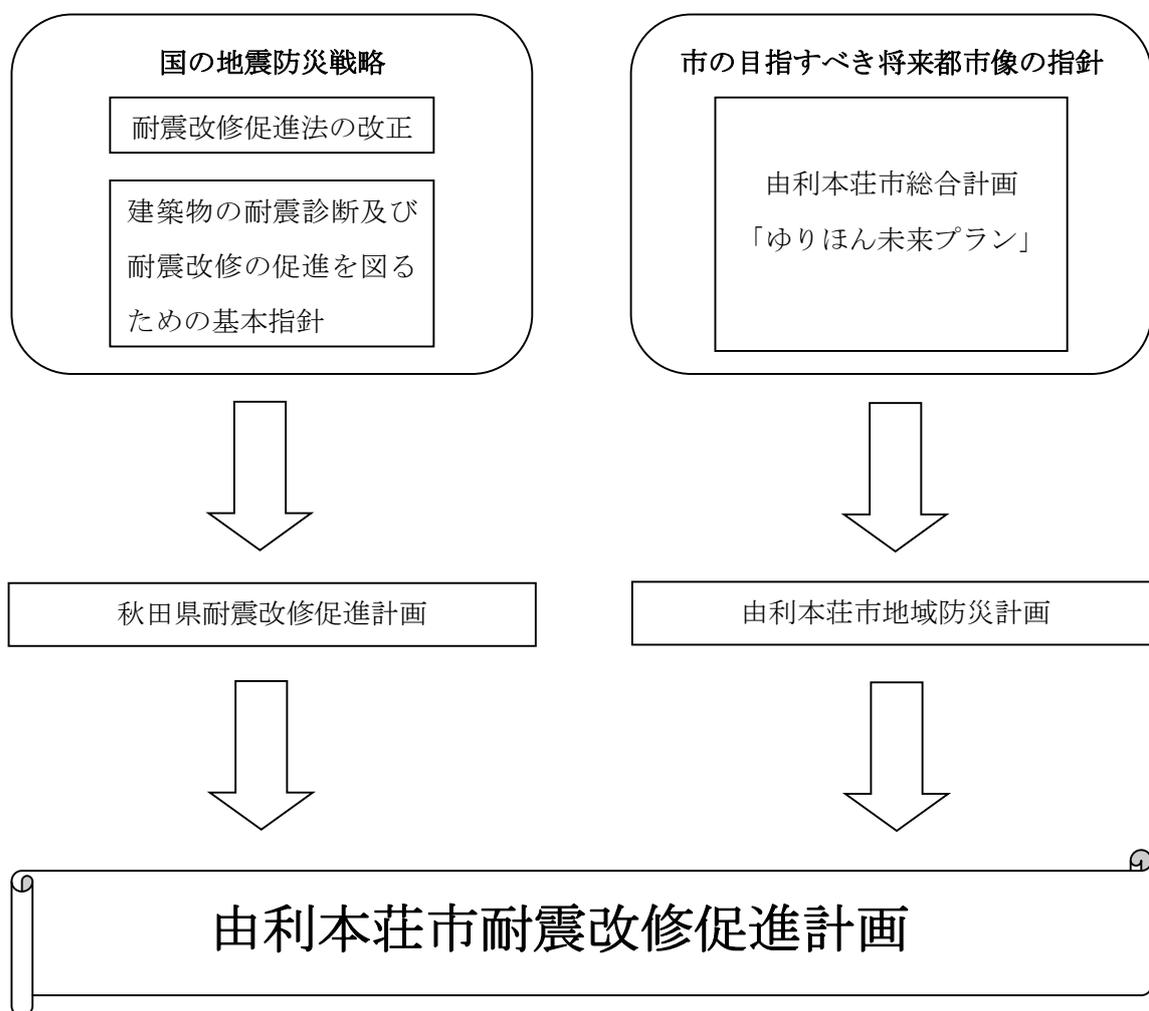
※3 耐震化：耐震改修、建替え等により、地震に対する安全性が確認された状態。

(3) 計画の位置付け

本計画は、国の基本方針に基づいて策定された「県計画」（令和8年3月策定（第4期））を勘案して策定します。

また、本市がめざす将来都市像の指針である「由利本荘市総合計画（ゆりほん未来プラン）」（令和8年3月策定）に基づくとともに、「由利本荘市地域防災計画」（令和7年4月修正。以下「市防災計画」という。）等の基本施策との整合性を図りながら定めるものです。

なお、本計画の計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



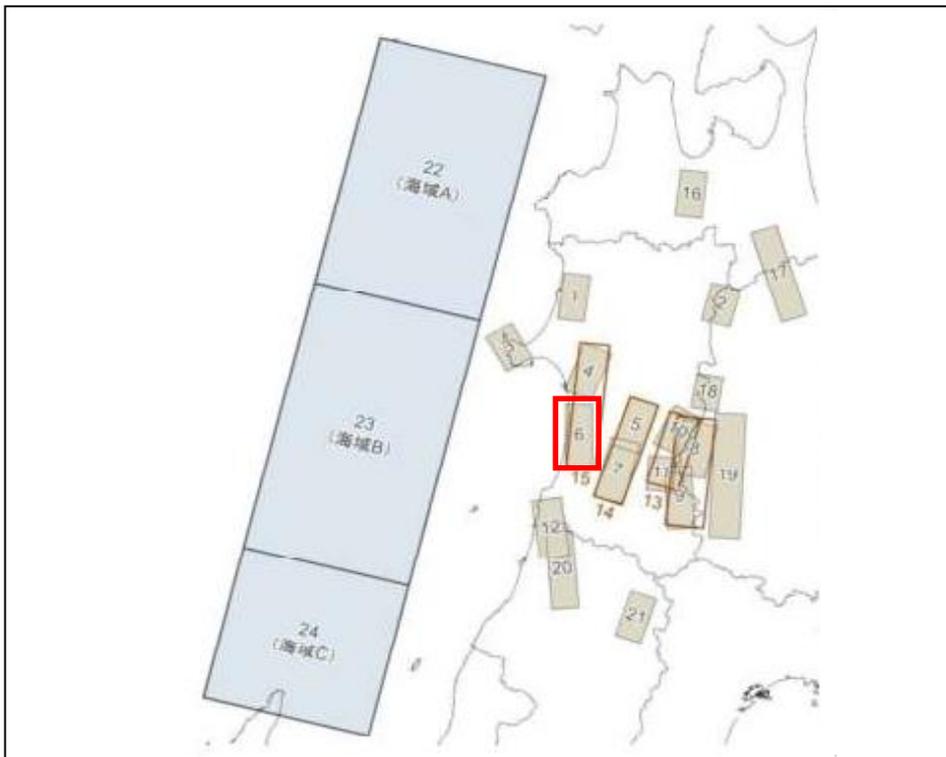
2 由利本荘市で想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 由利本荘市で想定される地震

秋田県地震被害想定調査（平成25年8月公表）の前提となる「想定地震」については、秋田県内に被害を及ぼす地震の中から、本市に最も影響のある次の地震を想定します。

図1 震源域

北由利断層（マグニチュード7.3、最大震度7） ※国の想定地震



(想定地震の震源域 □ 北由利断層)

(2) 被害想定結果

本市に影響を及ぼすとされる北由利断層地震の被害想定結果は以下のとおりです。

※冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合とした想定

表1 想定地震における建築物、人的被害の想定結果

種別	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数
	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	焼失棟数 (棟)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	断水人口 (人)	停電世帯 (世帯)	4日後 (人)
北由利断層 (M=7.3)	12,014	13,884	30	748	3,551	46,338	24,212	28,099

(市防災計画より抜粋)

3 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 住宅の耐震化の現状と目標設定

本市の住宅の耐震化については、本計画の令和3年3月改定時において、令和2年度末時点における耐震化率85%から令和7年度末の耐震化率を95%とすることを目標として設定しておりました。

住宅・土地統計調査^{※4}及び国、県における住宅の耐震化の状況を参考に耐震化率を推計した場合、令和2年度末時点では住宅総数（居住世帯）28,156戸のうち、24,496戸（約87%）の住宅が耐震性を有していると推計され、令和7年度末時点での約93%と目標値の95%をやや下回っています。

今後も安心安全な定住環境の向上を図るうえで生活拠点である住宅の耐震化は重要であることから、令和12年度末の耐震化率の目標値を（国県の目標値を踏まえ）98%とし、県、関係団体との連携を取りながら、引き続き住宅の耐震化促進に努めます。

【住宅の耐震化率目標】

国の目標 令和17年度までにおおむね解消

県の目標 95% 令和12年度末（県計画 令和8年3月）

表1 住宅の耐震化の現状と目標値

年 度	住宅総数(戸)				耐震化率 (b)/(a) 推計値	耐震化率 (令和12年度) 目標値	
	(a)	旧耐震	耐震性有	新耐震			耐震性有 住宅数 (b)
令和 2年度	28,156	9,657	5,997	18,499	24,496	87.0%	85.0%
令和 7年度	29,096	8,822	6,817	20,274	27,091	93.1%	95.0%
令和12年度							98.0%

(住宅・土地統計調査等による推計)

なお、目標の達成状況は、住宅・土地統計調査の結果等を用いて行うこととし、結果ごとに目標の進捗状況を検証し推進するものとします。

(2) 公共建築物（特定建築物）の耐震化の現状と目標設定

耐震改修促進法に規定される特定建築物（資料1）について、本市所有の特定建築物（以下「公共建築物」という。）における耐震化率は令和7年度末時点で総数77棟のうち76棟が耐震性を有しており、耐震化率は約98.7%となっています。

^{※4} 国において、住宅、世帯に関し、建物の用途、居住室の数及び広さ、住宅・土地の保有など居住状況の実態を5年ごとに調査しています。

老朽化が著しい公共建築物の除却解体や建て替えにより耐震化が進んでいます。

公共建築物は、災害時において避難場所や災害対策拠点として活用されるため、耐震性を有する建築物を令和12年度末までに100%とすることを目標とし、財政状況を勘案しながら引き続き耐震化を推進します。

なお、公共建築物にあたらぬ施設や、由利本荘市が加入する一部事務組合が所有する建築物についても平常時の利用者の安全確保ならびに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を図ります。

表2 公共建築物の現状と目標値

区分	特定建築物総数(棟)				耐震化率 (令和8年度) (b)/(a)	耐震化率 (令和12年度) 目標値
	(a)	旧耐震	耐震性有	新耐震		
学 校	47	15	15	32	98.7%	100%
病 院	1	0	0	1		
集会所等	6	3	2	3		
公営住宅	4	1	1	3		
そ の 他	19	3	3	16		
計	77	22	21	55		

(令和8年3月31日時点)

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者や管理者（以下「所有者等」という。）が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本市は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

(2) 耐震化促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することですが、耐震診断や耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたって阻害要因になっていると考えられます。

また、本市において、耐震化を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推定されることから、木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度を継続し、耐震化の促進を図ります。

(3) 安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備

耐震相談窓口の設置やホームページ等で補助制度の内容を幅広く周知し、木造住宅の耐震化を行おうとする方が実施しやすい環境整備に努めます。

(4) 地震時の総合的な安全対策

地震による被害の教訓として、新潟中越地震では、敷地の崩落などにより危険となった住宅が多く見られ、福岡県西方沖地震では、ブロック塀の倒壊による人身被害が発生するなど、敷地やブロック塀等の安全対策が求められています。このことから、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策について、防災訓練等を活用して啓発活動に努めます。

(5) 大規模な地震が発生した場合にその通行を確保すべき道路について

市防災計画における緊急輸送道路（資料2）について、耐震改修促進法第6条第3項の規定に基づく道路として指定する必要性を検討します。

また、避難路については、地域の実情に応じた避難ルート選定及び耐震改修促進法第6条第3項の規定に基づく道路としての指定の必要性を検討します。

5 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）の作成・公表が有効です。

このことから、「秋田県地震被害想定調査」による震度分布図や液状化危険度分布図等を活用し、関係部局との連携による地震防災マップの作成・周知に努めます。

(2) 相談体制及び情報提供の充実

木造住宅の耐震診断・耐震改修相談窓口（資料3）を常設し、相談体制の充実を図ります。

また、広報誌への掲載やホームページ、ケーブルテレビ等による情報提供を行い、市民の防災意識の向上に努めます。

(3) 家具の転倒防止策の推進

阪神・淡路大震災における犠牲者の多くが家具の下敷きになり、逃げ遅れる等、自宅内で死傷していることから、平常時から室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは非常に重要です。

このことから、広報誌への掲載やホームページ、ケーブルテレビ等による啓発・周知を行い、自らできる地震対策の普及に努めます。

(4) 町内会との連携

町内会や自主防災組織への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援をします。

6 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行いながら本計画の推進を図ります。

また、県や建築関係団体等と適切な役割分担の下、連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組めます。

特定建築物

資料 1

用 途		耐震改修促進法 第 1 4 条第 1 号、第 2 号	同法第 1 5 条第 2 項	同法附則第 3 条第 1 項 ※義務化対象は旧耐震建築物
		特定既存耐震不適格 建築物の要件	指示対象となる特定既存 耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け 対象建築物の要件
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ1,000㎡以上	階数 1 以上かつ2,000㎡以上	階数 1 以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その 他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿 舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉 ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ1,000㎡以上	階数 2 以上かつ2,000㎡以上	階数 2 以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体 障害者福祉センターその他これらに類す るもの				
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ500㎡以上	階数 2 以上かつ750㎡以上	階数 2 以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ1,000㎡以上	階数 3 以上かつ2,000㎡以上	階数 3 以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトク ラブ、ダンスホールその他これらに類す るもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他こ れらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途 に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の 発着場を構成する建築物で旅客の乗降又 は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公 益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供す る建築物				

緊急輸送道路

資料 2

【1次防災拠点】

拠点種類	名 称	1次・2次緊急輸送道路	アクセス路
地方公共団体	由利本荘市役所	国道105号 市道由利中央線	

【2次防災拠点】

拠点種類	名 称	1次・2次緊急輸送道路	アクセス路
地方公共団体	由利地域振興局	国道7号 国道105号	
警察機関	由利本荘警察署	県道羽後本荘停車場線	市道小園線
消防機関	由利本荘市消防本部	県道羽後本荘停車場線	市道由利橋通線 市道大町銀座通線
消防機関	本荘消防署	県道羽後本荘停車場線	市道由利橋通線 市道大町銀座通線
消防機関	矢島消防署	国道108号	
指定地方行政機関等	本荘国道維持出張所	国道7号	
指定地方公共機関等	由利高原鉄道株式会社	県道仁賀保矢島館合線	市道前杉豊町矢越線 市道停車場線
医療機関等	由利組合総合病院	国道105号	
医療機関等	本荘第一病院	国道105号 市道赤沼下御門線	市道由利飛鳥線
医療機関等	佐藤病院	国道105号 市道由利中央線	市道由利中央線
医療機関等	(株)バイタルネット本荘支店	国道105号	
医療機関等	東邦薬品(株)本荘営業所	国道105号	
空港・港湾・駅	秋田県漁業協同組合 南部支所本荘西目地区	市道砂子下浜ノ町線	市道大町銀座通線
空港・港湾・駅	羽後本荘駅	県道羽後本荘停車場線 市道赤沼下御門線	市道本荘駅前広場線
道の駅	岩城	国道7号	道の駅岩城進入路 市道狐森川尻線
道の駅	にしめ	国道7号	
道の駅	東由利	国道107号	
道の駅	おおうち	国道105号	道の駅おおうち進入路
道の駅	清水の里・鳥海郷	国道108号	
その他	本荘公園	国道105号 市道由利橋通線	
その他	消防学校防災備蓄倉庫	県道雄和岩城線	市道消防学校線
一次物資集積拠点	由利本荘総合防災公園	国道7号	
-	(松ヶ崎亀田IC)	市道松ヶ崎亀田線 市道松ヶ崎亀田IC1号 2号、3号、4号線	
-	(岩城IC)	市道内道川川向線	

※アクセス路は、拠点までのアクセス路であるが、緊急輸送道路としては選定されていない路線。

【3次防災拠点】

拠点種類	名 称	1次・2次緊急輸送道路	3次緊急輸送道路
二次物資集積拠点	本荘南中学校	国道105号	市道国体環状線
二次物資集積拠点	本荘東中学校	国道107号	市道中学校通線
二次物資集積拠点	矢島中学校	国道108号	県道仁賀保矢島館合線 市道矢島学校通線
二次物資集積拠点	岩城中学校	国道7号	
二次物資集積拠点	由利中学校	国道108号	県道前郷停車場線 県道西滝沢館線 市道御伊勢下中島線
二次物資集積拠点	由利本荘市総合体育館	国道105号	
二次物資集積拠点	東由利中学校	国道107号	市道台山線 市道中学校線
二次物資集積拠点	西目中学校	国道7号	
二次物資集積拠点	鳥海中学校	国道108号	

耐震相談窓口

資料3

窓 口	所在地	電話番号
建設部 都市計画課	由利本荘市美倉町2-7-2	24-6334
(社)秋田県建築士会 由利支部	由利本荘市石脇字尾花沢5-4-133	23-3588

由利本荘市耐震改修促進計画

[令和8年度～令和12年度]

令和8年3月

発行 由利本荘市 建設部 都市計画課

住所 〒015-0801 秋田県由利本荘市美倉町27-2
(由利本荘市役所第二庁舎)

電話 0184-24-6334